

年 月 日

診療用放射性同位元素等備付届

(宛 先)
広島市保健所長

管理者住所 _____
(電話)

氏名 _____

診療用放射性同位元素 _____ を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 _____
第28条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

病院又は診療所	名 称			
	所 在 地	広島市 区	(電話)	(FAX) (E-mail)
診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影用診療用放射性同位元素に関する事項	放 射 性 同 位 元 素 の 種 類			
	形 状			
	本年の使用予定数量 (Bq)			
	最大貯蔵予定数量 (Bq)			
	1日最大使用予定数量 (Bq)			
	3月間最大使用予定数量 (Bq) 4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を 始期としてください。			
担 当 者 所 属 ・ 氏 名 等	(電話)			

次頁に続く。

◎ここから下には記入しないでください。

受付印	特記事項		
	(受付) (伺い)		
	係	係	係長 課長

診療用放射性同位元素使用室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要（規則第30条の8）

使 用 室 名		
主 要 構 造 部 等		☐ 耐火構造 ☐ 不燃材料を用いた構造
準 備 室 と 診 療 室 の 区 画		☐ 有 ☐ 無
画壁等の材質及び厚さ等	天 井	
	床	
	壁	
	出 入 口 の 扉	
画 壁 等 の 外 側 の 実 効 線 量 を 1 m S v / 週 以 下 と す る 防 護 措 置		☐ 有 ☐ 無
出 入 口 の 数		・通常出入口 箇所 ・その他 箇所（用途 ）
使 用 室 で あ る 旨 の 標 識		☐ 有 ☐ 無
室 内 の 壁、床等	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造	☐ 有 ☐ 無
	平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料での表面の仕上げ	☐ 有 ☐ 無
出入口付近	汚 染 検 査 に 必 要 な 放 射 線 測 定 器	☐ 有（台数： 台） ☐ 無
	汚 染 除 去 に 必 要 な 器 材	☐ 有（台数： 台） ☐ 無
	汚 染 除 去 に 必 要 な 洗 浄 設 備	☐ 有 ☐ 無
	洗 浄 設 備 の 排 水 設 備 と の 連 結	☐ 有 ☐ 無
	更 衣 設 備	☐ 有 ☐ 無
準 備 室	洗 浄 設 備	☐ 有 ☐ 無
	洗 浄 設 備 の 排 水 設 備 と の 連 結	☐ 有 ☐ 無
	フード、グローブボックス等の装置の設置	☐ 有 ☐ 無
	フード、グローブボックス等の装置の排気設備との連結	☐ 有 ☐ 無
使 用 室 以 外 で の 使 用 場 所		☐ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ☐ 放射線治療病室 ☐ 集中強化治療室等 （集中強化治療病室・心疾患強化治療室・手術室）
エ ッ ク ス 線 装 置 の 使 用		☐ 有（用途 ） ☐ 無

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要（規則第30条の8の2）

使 用 室 名		
主 要 構 造 部 等		☐ 耐火構造 ☐ 不燃材料を用いた構造
陽電子準備、陽電子診療室、陽電子待機室の区画		☐ 有 ☐ 無
画壁等の材質及び厚さ等	天 井	
	床	
	壁	
	出 入 口 の 扉	
画 壁 等 の 外 側 の 実 効 線 量 を 1 m S v / 週 以 下 と す る 防 護 措 置		☐ 有 ☐ 無
出 入 口 の 数		・通常出入口 箇所 ・その他 箇所（用途 ）
使 用 室 で あ る 旨 の 標 識		☐ 有 ☐ 無
使 用 室 と 画 壁 等 で 区 画 さ れ た 陽 電 子 放 射 断 層 撮 影 装 置 操 作 場 所		☐ 有 ☐ 無
室 内 の 壁、床等	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等の すきまの少ない構造	☐ 有 ☐ 無
	平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、 腐食しにくい材料での表面の仕上げ	☐ 有 ☐ 無
出入口付近	汚 染 検 査 に 必 要 な 放 射 線 測 定 器	☐ 有（台数： 台） ☐ 無
	汚 染 除 去 に 必 要 な 器 材	☐ 有（ ） ☐ 無
	汚 染 除 去 に 必 要 な 洗 浄 設 備	☐ 有 ☐ 無
	洗 浄 設 備 の 排 水 設 備 と の 連 結	☐ 有 ☐ 無
	更 衣 設 備	☐ 有 ☐ 無
陽電子準備室	洗 浄 設 備	☐ 有 ☐ 無
	洗 浄 設 備 の 排 水 設 備 と の 連 結	☐ 有 ☐ 無
	フード、グローブボックス等の装置の設置	☐ 有 ☐ 無
	フード、グローブボックス等の装置の 排 気 設 備 の と の 連 結	☐ 有 ☐ 無
陽 電 子 ー C T 複 合 装 置 の 使 用		☐ 有 ☐ 無
陽 電 子 ー M R I 複 合 装 置 の 使 用		☐ 有 ☐ 無
診 療 用 放 射 線 照 射 装 置 の 使 用		☐ 有 ☐ 無
診 療 用 放 射 線 照 射 器 具 の 使 用		☐ 有 ☐ 無
診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 の 使 用		☐ 有 ☐ 無

貯蔵施設の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要（規則第30条の9）

貯 蔵 方 法			☐ 貯蔵室	☐ 貯蔵箱
外 部 と 区 画 さ れ た 構 造			☐ 有	☐ 無
外側の実効線量を 1 mSv／週以下とする防護措置			☐ 有	☐ 無
貯 蔵 施 設 で あ る 旨 の 標 識			☐ 有	☐ 無
貯 蔵 室	画壁等の材質 及び厚さ等	天 井		
		床		
		壁		
		出 入 口 の 扉		
	主 要 構 造 部 等 の 耐 火 構 造		☐ 有	☐ 無
	特定防火設備に該当する防火戸		☐ 有	☐ 無
	か ぎ 等 の 閉 鎖 設 備 又 は 器 具		☐ 有	☐ 無
	貯 蔵 箱	耐 火 構 造		☐ 有
か ぎ 等 の 閉 鎖 設 備 又 は 器 具		☐ 有	☐ 無	
貯 蔵 容 器	貯蔵時の 1 m の距離における実効線量率を $100 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以下とする防護措置		☐ 有	☐ 無
	気 密 構 造		☐ 有	☐ 無
	液体がこぼれにくい構造、かつ、液体が浸透しにくい材料の使用		☐ 有	☐ 無
	貯 蔵 容 器 で あ る 旨 の 標 識		☐ 有	☐ 無
	放射性同位元素の種類及び数量の表示		☐ 有	☐ 無
受皿、吸収材等の汚染拡大防止設備又は器具			☐ 有	☐ 無

運搬容器の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要（規則第30条の10）

運搬時の 1 m の距離における実行線量率を $100 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以下とする防護措置	☐ 有	☐ 無
気 密 構 造	☐ 有	☐ 無
液体がこぼれにくい構造、かつ、液体が浸透しにくい材料の使用	☐ 有	☐ 無
運 搬 容 器 で あ る 旨 の 標 識	☐ 有	☐ 無
放射性同位元素の種類及び数量の表示	☐ 有	☐ 無

廃棄施設の放射線場外防止に関する構造設備及び予防措置の概要（規則第30条の11）

画 壁 等 の 外 側 の 実 効 線 量 を 1 m S v / 週 以 下 と す る 防 護 措 置			☐ 有	☐ 無
	排 水 監 視 設 備	排 水 監 視 設 備	☐ 有	☐ 無
		排 液 の 漏 れ に く い 構 造	☐ 有	☐ 無
		排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料の使用	☐ 有	☐ 無
		排 液 処 理 槽	排液を採取することができる構造	☐ 有 ☐ 無
			排液中の放射性同位元素の濃度が測定できる構造	☐ 有 ☐ 無
			排液流量調節装置	☐ 有 ☐ 無
			上 部 開 口 部	☐ ふたのできる構造 ☐ さく等の設備
	備	排水設備である旨を示す標識	排 水 管	☐ 有 ☐ 無
			排 水 処 理 槽	☐ 有 ☐ 無
排 気 監 視 設 備	気 体 の 漏 れ に く い 構 造	排 気 監 視 設 備	☐ 有	☐ 無
		人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度が濃度限度以下となる能力	☐ 有	☐ 無
		腐 食 し に く い 材 料 の 使 用	☐ 有	☐ 無
		故障時、汚染空気の広がりを急速に防止する装置	☐ 有	☐ 無
		排気設備である旨を示す標識	排 気 浄 化 装 置	☐ 有 ☐ 無
			排 気 管	☐ 有 ☐ 無
			排 気 口	☐ 有 ☐ 無
保 管 廃 棄 設 備	外 部 と の 区 画	外 部 と の 区 画	☐ 有	☐ 無
		扉、ふた等の閉鎖設備又は器具	☐ 有	☐ 無
		保 管 廃 棄 容 器	気 密 構 造	☐ 有 ☐ 無
			液体がこぼれにくい構造、かつ、液体が浸透しにくい材料の使用	☐ 有 ☐ 無
			耐 火 性	☐ 有 ☐ 無
			保管廃棄容器である旨を示す標識	☐ 有 ☐ 無
	備	保管廃棄設備である旨を示す標識	☐ 有	☐ 無

放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要（規則第30条の12）

画壁等の材質 及び厚さ等	天 井	
	床	
	壁	
	出 入 口 の 扉	
画 壁 等 の 外 側 の 実 効 線 量 を 1 m S v / 週 以 下 と す る 防 護 措 置		☐ 有 ☐ 無
放 射 線 治 療 病 室 で あ る 旨 の 標 識		☐ 有 ☐ 無

	室内の壁、床等	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造	☐ 有	☐ 無
		平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料での表面の仕上げ	☐ 有	☐ 無
	出入口付近	汚染検査に必要な放射線測定器	☐ 有 (台数:)	☐ 無
		汚染除去に必要な器材	☐ 有 ()	☐ 無
		汚染除去に必要な洗浄設備	☐ 有	☐ 無
		洗浄設備の排水設備との連結	☐ 有	☐ 無
		更衣設備	☐ 有	☐ 無

その他の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要

放射線障害の防止に必要な注意事項の表示	患者用	☐ 有	☐ 無
	従事者用	☐ 有	☐ 無
管理区域境界	境界における実効線量を $1.3 \text{ mSv} / 3 \text{ 月以下}$ とする防護措置	☐ 有	☐ 無
	管理区域である旨を示す標識	☐ 有	☐ 無
	管理区域への立入制限措置	☐ 有	☐ 無
集中強化治療病室等で診療用放射性同位元素を使用する場合の防護措置及び汚染防止措置	汚染検査に必要な放射線測定器	☐ 有 (台数:)	☐ 無
	汚染除去に必要な器材	☐ 有 ()	☐ 無
	平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料での表面の仕上げ	☐ 有	☐ 無
	他の患者が被ばくする放射線の線量を $100 \mu \text{ Sv} / \text{週以下}$ とする措置	☐ 有	☐ 無
	放射線管理体制を示す組織図	☐ 有	☐ 無
	放射線管理責任者の選任	☐ 有	☐ 無
居住区域及び敷地境界の実効線量が $250 \mu \text{ Sv} / 3 \text{ 月以下}$ とする防護措置		☐ 有	☐ 無
入院患者の被ばくする実効線量を $1.3 \text{ mSv} / 3 \text{ 月以下}$ とする防護措置		☐ 有	☐ 無
診療用放射性同位元素で治療を受けている患者の表示		☐ 有	☐ 無
放射線診療業務従事者等の被ばく防止措置		☐ シャヘイ物 ☐ 鉗子 ☐ その他 ()	
放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法		☐ OSL線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計 ☐ TLD線量計 ☐ 電子式ポケット線量計 ☐ その他 ()	

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する予防措置の概要

放射線安全管理委員会	☐ 有	☐ 無
専ら陽電子断層撮影診療に関する安全管理に従事する診療放射線技師の氏名		

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影用診療用放射性同位元素）を使用する医師又は歯科医師

氏名 (陽電子断層撮影診療安全管理責任者は◎)	職 種	登録年月日 及び籍登録番号	放射線診療に関する経歴

※該当欄のみ記入し、非該当欄は斜線で消去してください。

※軽微な誤記、明らかな誤字脱字、記載漏れ等は、市が訂正・追記します。(承諾されない方はお申し出ください。)

※放射性同位元素及び陽電子断層撮影用放射性同位元素それぞれについて作成し、正副2部を提出してください。

(添付書類)

- 1 建物配置図（敷地の境界線と遮へい計算点を示したもの）
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び治療病室の平面図及び断面図（各室ごとに線源の位置、遮へい計算点を記入してください。）
- 3 管理区域、管理区域の標識、注意事項、出入口等の位置を図中に赤で記入した書類
- 4 排水・排気設備の位置及び排水・排気の系統図の平面図及び断面図
- 5 画壁の遮へい、排水及び排気能力計算書（計算責任者の所属、職、氏名を記入してください。）
 - (1) 使用室
画壁外側の放射線量率の計算（床、天井面を含む）及び室内の空气中濃度の計算
 - (2) 貯蔵施設
貯蔵室又は貯蔵箱外側の放射線量率の計算（貯蔵室の場合、床、天井を含む）及び貯蔵容器の外側の放射線量率の計算
 - (3) 廃棄施設
排水口における水中濃度の計算、排気口における空气中濃度の計算及び保管廃棄施設画壁の外側の放射線量率
 - (4) 管理区域の境界での放射線量率の計算
 - (5) 人の居住区域及び敷地の境界での放射線量率の計算
- 6 集中強化治療病衣室等で診療用放射性同位元素を使用する場合には、放射線管理体制を示す組織図と放射線管理責任者の所属、職種及び氏名を記載した書面
- 7 陽電子断層撮影用放射性同位元素を備えるにあつては、次に掲げる書類
 - (1) 陽電子断層撮影診療安全管理責任者について、次に掲げる事項を証する書類
 - ア 当該医療機関の常勤職員である旨
 - イ 核医学診断の経験が3年以上有している旨
 - ウ 陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了した旨
 - (2) 放射線安全管理委員会規定
 - (3) 専ら陽電子断層撮影診療に関する安全管理に従事する診療放射線技師について、陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を修了した旨を示す書類
 - (4) サイクロトロン装置により、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を製造している医療機関については、放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律の規定に基づく申請書及び許可証の写し